

税と国保・年金の「なんでも相談会」

＜申請すれば軽減される＞

国保料が 2000 円安くなる！

役所からの下記のような通知書が届いていませんか届いている方は、国保料の減免の対象者です。

保険料の軽減制度について

あなたの世帯は、下記①の減免の要件に該当しています。

i

区役所または支所の窓口で申請していただくと、保険料額を安くすることができます。名古屋市国民健康保険では、保険料負担を軽減するため、さまざまな減免制度を設けています。詳しくは、以下の「保険料の減免」をご確認ください。

※ 平成 27 年度分の申請がお済みの場合は、再度申請する必要はありません。

とき: 7 月 13 日(水) 午後 7 時～8 時半

ところ: 名古屋南民主商工会事務所

南区西又兵ヱ町 4-24 052-612-3516

みんなで「減免申請」! 区役所と懇談も!

とき: 2016 年 8 月 8 日(月)

午後 2 時集合

2 時半～ 懇談会

ところ: 南区役所 2 階講堂

「相談出来てよかった」
保険料を滞納していたら突然、資格証明書になってしまった。怪我をしてどうしても保険証が必要だったので、相談して、一緒に区役所へ話に行ったらその場で、短期保険証を発行でき、相談して本当によかった。

(南区・自営業者・M)



すすめ南区国保料など減免をる会 TEL 692-8701 (生健会内)